

## 高知県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の事務（以下「登録事務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 登録事務は、関係法令によるほか、この要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (規模の基準)

第3条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第8条の括弧書きに定める、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有するとみなす基準は次のとおりとする。

- 1 居間、食堂、台所その他の居住の用に供する共同利用部分の面積の合計が、各専用部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ること。
- 2 前号の共同利用部分とは、共用の居間部分、共用の食堂部分、及び共用の加齢対応構造等の便所部分、並びに各住戸に台所、収納設備又は浴室を設置していない場合の各設備を共同利用として集約した部分等とする。

### (構造及び設備の基準)

第4条 規則第9条のただし書きに定める、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるとみなす基準は次のとおりとする。

- 1 台所を備えていない住戸のある階ごとに、1以上の共同利用の台所を備えており、かつ、原則として食事提供サービスを入居条件としていること。
- 2 共用部分に各階の住戸数と同数の鍵付きの共同利用の収納設備を、収納設備を備えていない住戸のある階ごとに備えていること。ただし、各専用部分の床面積が25㎡以上であり、各住戸に設置できる無料の収納設備を貸出する場合は、この限りではない。
- 3 共用部分に備える浴室は、次のとおりとする。
  - (1) 個室の共同利用の浴室の数と、複数人が同時に利用でき、かつ男女別の利用に配慮された共同利用の浴室（浴室の定員と同数の者が同時に入浴することができる広さを有するものに限る）の定員の数の和に、10を乗じた数が、浴室を備えていない住戸の戸数以上であること。
  - (2) 共同利用の浴室は、浴室を備えていない住戸のある階ごとに備えていること。ただし、住戸のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮されたエレベーターを備えている場合は、この限りでない。

## 附則

この要領は、平成23年12月22日から施行する。

附則

この要領は、平成28年1月26日から施行する。